

# 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例（案） 概要

## 1 奈良県附属機関に関する条例

法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除き、地方自治法の規定により、県が設置する附属機関(※)について定めた条例

(※)附属機関とは……調停、審査、審議又は調査を行うための外部有識者を含む合議制の機関（単なる意見交換や連絡調整、イベント実施に留まらないもの）

## 2 条例改正の経緯

- (1) 要綱等に基づき設置を行っている外部有識者を含む会議等をめぐっては、近年の住民訴訟においてその実態が地方自治法における条例に基づく設置が必要な附属機関に該当するとする司法判断が出ているところである。
- (2) このような状況を踏まえ、各都道府県においては要綱等に基づき設置を行っている会議等の実態調査を行い、設置根拠を明確にするために条例化を行い、附属機関に位置付けるといった動きが出始めているところである。
- (3) 本県においても、現在設置している会議等の実態調査を行った結果、今回の条例改正により、新たに67の会議等を附属機関に位置付けることとした。

## 3 条例改正の内容

- (1) 知事又は教育委員会の附属機関として、奈良県民栄誉賞選考委員会等を設置するため、所要の改正をしようとするものである。
- (2) 今回設置する附属機関は、以下のとおりである。
  - [1] 奈良県民栄誉賞選考委員会
  - [2] あしたのなら表彰及びならビューティフルシニア表彰選考委員会
  - [3] 県内大学生が創る奈良の未来事業審査委員会
  - [4] 奈良県地震防災対策アクションプログラム推進委員会
  - [5] 奈良県地域防災計画検討委員会
  - [6] 奈良県メディカルコントロール協議会
  - [7] 奈良県求償審査会
  - [8] 奈良県職員健康審査会
  - [9] 奈良県土地価格判定委員会
  - [10] 奈良県地価調査委員会
  - [11] 新たな文化活動チャレンジ補助金審査委員会
  - [12] 史跡等整備活用補助金選定審査会
  - [13] 記紀・万葉県民活動支援補助金審査委員会
  - [14] 奈良県持続的観光力パワーアップ補助金選定審査会
  - [15] 奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会
  - [16] 奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会
  - [17] 奈良県がん予防対策推進委員会
  - [18] 奈良県健康長寿文化づくり推進会議
  - [19] 奈良県たばこ対策推進委員会
  - [20] 奈良県歯科保健検討委員会
  - [21] 奈良県保健環境研究センター調査研究評価委員会
  - [22] 奈良県訪問看護推進協議会
  - [23] 奈良県母子保健運営協議会

- [24] 奈良県自殺対策連絡協議会
- [25] 奈良県特定疾患等対策協議会
- [26] 奈良県がん対策推進協議会
- [27] 奈良県神経難病医療連絡協議会
- [28] 奈良県精神障害者アウトリーチ推進事業評価検討委員会
- [29] 奈良県感染症委員会
- [30] 奈良県肝炎対策推進協議会
- [31] 奈良県結核対策推進協議会
- [32] 奈良県薬事研究センター試験研究等評価委員会
- [33] 奈良県協働推進審査会
- [34] 奈良県公衆浴場入浴料金協議会
- [35] 奈良県最終処分場緊急特別対策検討委員会
- [36] 奈良県廃棄物処理施設設置検討委員会
- [37] 奈良県循環型社会推進協議会
- [38] 奈良県産業廃棄物排出抑制等事業費補助金審査委員会
- [39] 奈良県営競輪あり方検討委員会
- [40] 奈良県伝統的工芸品指定委員会
- [41] 奈良県工業技術センター研究開発評価委員会
- [42] 高付加価値獲得支援補助金事業評価委員会
- [43] 奈良県高山第1工区立地基準等審査会
- [44] 奈良県社員・シャイン職場づくり推進会議
- [45] 奈良県農政推進会議
- [46] 奈良県ウメ輪紋ウイルス緊急防除評価会
- [47] 奈良県農作物等の知的財産に関する協議会
- [48] 奈良県農業総合センター研究第三者評価会議
- [49] 奈良県みつばち転飼調整委員会
- [50] 奈良県農業新規参入者支援事業判定委員会
- [51] 奈良県林産物等の知的財産に関する協議会
- [52] 奈良県森林技術研究評議会
- [53] 奈良県入札監視委員会
- [54] 奈良県建設工事等入札参加停止審査会
- [55] 奈良県公共事業評価監視委員会
- [56] 奈良県建設リサイクル実施指針改定委員会
- [57] 奈良県河川整備委員会
- [58] 奈良公園地区整備検討委員会
- [59] 奈良公園植栽計画検討委員会
- [60] 春日山原始林保全計画検討委員会
- [61] 奈良県営住宅指定管理者選定審査会
- [62] 奈良県物品購入等入札参加停止審査会
- [63] 奈良県随意契約検討委員会
- [64] 奈良県政府調達苦情検討委員会
- [65] 奈良県公立学校優秀教職員表彰選考委員会
- [66] 奈良県教員指導力審議会
- [67] 奈良県教員メンタルヘルス委員会

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

○地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(昭二七法三〇六・追加、平一一法八七・一部改正)

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県附属機関に関する 条例の一部を改正する条例</p>	<p>教育委員会の附属機関として、奈良県公立学校優秀教職員表彰選考委員会等を設置するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 附属機関の設置 教育委員会の附属機関として、次の機関を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 奈良県公立学校優秀教職員表彰選考委員会</li> <li>(2) 奈良県教員指導力審議会</li> <li>(3) 奈良県教員メンタルヘルス委員会</li> </ul> <p style="text-align: right;">(別表関係)</p> <p>2 施行期日 公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(改正附則関係)</p>

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例（案）

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部奈良県社会教育委員の項の前に次のように加える。

奈良県公立学校優秀教職員表彰選考委員会	奈良県公立学校優秀教職員表彰の選考に関する事項についての審議に関する事務
奈良県教員指導力審議会	指導が不適切である教員の認定及び人事上の措置に関する重要事項についての審議に関する事務
奈良県教員メンタルヘルス委員会	精神疾患を有し、又はその疑いのある教員の人事上の措置に関する重要事項についての審議に関する事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

		別表(第一条関係)				改正案	
略	奈良県社会教育委員	略	奈良県教育委員会	奈良県教育委員会	奈良県公立学校優秀教職員表彰選考委員会	奈良県公立学校優秀教職員表彰の選考に関する事項について の審議に関する事務	附属機関 の属する 執行機関
	略		略	奈良県教員指導力審議会	指導が不適切である 教員の認定及び人事 上の措置に関する重 要事項についての審 議に関する事務	附属機関	担任する事項
略	奈良県社会教育委員	略				奈良県公立学校優秀教職員表彰の選考に関する事項について の審議に関する事務	附属機関 の属する 執行機関
	略						担任する事項
		別表(第一条関係)				現行	